第四十三条第一項の表教習指導員審査手数料の項中「三千九百五十円」を「三千二百五十円」に、「一万千七百円」を「一万千七百五十円」に、「千百五十円」を「千円」に、「一万千円」を「一万八百円」に、「千二百円」を「千百五十円」に、「三千五百円」を「三千二百円」に、「九千八百円」を「九千六百五十円」に改め、同表国外運転免許証交付手数料の項中「千円」を「九百円」に、「千八百五十円」を「千五百円」に改め、同表講習手数料の項を次のように改める。

講習手数料		
法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間について	三百円
法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間について	四百円
法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間について	千四百円
法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習一時間について　千五百円
	普通自動車免許に係る講習	講習一時間について　七百円
法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について　二千六百円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について　千五十円
法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習		講習一時間について　二千七百五十円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習		講習一時間について　二千六百五十円
法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習		講習一時間について　千四百円
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習		講習一時間について　千四百円
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	講習一時間について　千四百円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について　千四百円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について　千百円
	大型自動車免許に係る講習	講習一時間について　千百円
	原動機付自転車免許に係る講習	講習一時間について　八百円
法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習	三百円

法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習		四百円
法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習		七百円（国家公安委員会規則で定める第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、四百円）
法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	千九百円（当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、千七百五十円）
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	七百円
法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習		五千二百円（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、三千四百円）

五百五十円		
八百円（国家公安委員会規則で定める第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、五百五十円）		
三千九百円（当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、三千六百円）		
千六百五十円		
八千百五十円（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、五千八百円）		

第四十三条第二項の表一の項及び二の項を次のように改める。

一　技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	百五十円
二　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	百五十円

一　技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	三千九百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	三千六百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	四千三百円
二　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	六千七百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	六千三百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	七千六百五十円